**≪　自治労・団体生命共済抜本改正（組織討議案）について　≫**

**説　明　資　料**







**2020年9月**

**自治労○○○職員労働組合**

**■Ｑ１．なぜ制度改正が必要なのですか？**

　　団体生命共済の現在の掛金水準は、加入者の性別・年齢のリスクに対応しきれていないこともあり、自治体職場において競合するグループ保険（県職員共助会や市町村の職員共助会等があっせんする団体保険）と比較した場合、「若年層は割高感を感じ、高齢層は割安感を感じ」、加入件数も高齢層の比重が高くなっています。

人

加入率

41.8%

53.6%

44.3%

30.9%

22.6%

　　また、社会情勢も変化しており、若年層の共済や保険の加入についても、勤務先や労働組合等よりも、インターネットを通して行われるケースが多くなっています。さらには、「保険料が安いこと」への志向や、将来に対する不安から貯蓄を重視するといった風潮もみられます。

　　若年層の掛金を大幅に引き下げ、加入率の大幅向上を図ることが、自治労共済の基幹である団体生命共済の将来的な安定につながり、自治労共済事業全体の安定化にも貢献することとなります。（組織討議案より抜粋）

※（参考）【図表２】福島における「年代別の総合共済基本型加入者に対する団体生命共済の加入率」

　　（2020年6月発効データより）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ～30歳 | 31～40歳 | 41～50歳 | 51～60歳 | 61歳～ |
| 51.9％ | 58.0％ | 72.3％ | 81.1％ | 72.3％ |

　　福島においては、「組合員全員が団体生命共済へ加入する」という県本部方針のもと、各単組の取り組みにより、県全体の加入率が80％を超える「組織加入県」（全国で7県本部のみ）となっています。「組織加入県」となることにより、県内の組合員が誰でも健康状態に関係なく、団体生命共済Ｄ型に加入できるようになります。

**■Ｑ２．現在の制度はどうなっていますか？**

（１）「二段階方式」の掛金

　　団体生命共済の掛金（保険料）には「二段階方式」と「四段階方式」とがあり、福島は「二段階方式」を採用しています。スタートは、全国的に「二段階方式」でした。福島においては、「助け合いの制度」として、退職まで全ての組合員が（同じ型であれば）同じ掛金となる「二段階方式」を守ってきたのです。しかし、全国的には年齢群団別の掛金である「四段階方式」が主流となっています。

全国的にはこちらが主流

【図表４】

四段階方式

【図表３】

二段階方式

年齢とともに掛金が上がっていく

退職まで掛金が変わらない

60歳

50歳

40歳

65歳

65歳

60歳

18歳

18歳

（２）「型セット方式」

　　団体生命共済の保障には「生命保障」と「医療保障」があり、この組み合わせ方の違いにより「型セット方式」と「選択方式」があります。福島においては【図表５】のとおり「型セット方式」を採用しています。

【図表５】福島の掛金メニュー表から（型セット方式）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 型 | Ｄ型 | Ｆ型 | Ｈ型 | Ｊ型 | Ｋ型 | Ｌ型 | Ｍ型 |
| 死亡（万円） | 600 | 800 | 1,000 | 1,500 | 2,000 | 2,500 | 3,000 |
| 入院日額（円） | 3,000 | 4,000 | 5,000 | 6,000 | 7,000 | 8,000 | 10,000 |
| 月額掛金（円） | 3,020 | 3,980 | 4,940 | 6,770 | 8,600 | 10,430 | 12,640 |

　（※月額掛金は、総合共済基本型分の月額300円を差し引いた金額です）

例えば、組合員の方が「子どもが学生なので死亡保障は2,000万円必要」と判断すれば、Ｋ型になり、自動的に入院日額は「7,000円」となります。しかし、「子どもも独立したし、死亡保障は600万円でいいが、入院日額は5,000円必要」と判断しても、予めセットされているので入院日額は「3,000円」となってしまいます。このように、個々人の希望に合わせられないというデメリットがあります。こちらも全国的には「選択方式」が主流です。「選択方式」の例については、次の項で説明します。

**■Ｑ３．制度改正案では、どう変えようとしているのですか？**

（１）-Ａ　男女別・年齢群団別掛金の採用

　　団体生命共済の現状は、自治体職場において競合するグループ保険（県職員共助会や市町村の職員共助会等があっせんする団体保険）と比較した場合、若年層と女性に割高で、高齢層・男性に割安な掛金体系となっています。これが、若年層・女性加入の比較減少を、高齢層・男性加入の比較増加をもたらしているというのが、自治労（共済）本部の分析結果です。

　　そこで、グループ保険と同じように、男女別・年齢群団別の掛金に変え、特に若年層の掛金を安くすることで、加入を促進しようとしているのです。

【図表６】男女別・年齢群団別掛金による掛金の変化率（福島の場合）

Ｄ型（生命保障600万円、医療保障、入院日額3,000円）の場合

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　齢 | 現行掛金 | 新制度（男性） | | 新制度（女性） | |
| 掛金 | 変化率 | 掛金 | 変化率 |
| 18～35歳 | Ｄ型3,020円  （基本型300円を含まず） | 1,718円 | ▲43.1％ | 1,850円 | ▲38.7％ |
| 36～40歳 | 1,944円 | ▲35.6％ | 2,200円 | ▲27.2％ |
| 41～45歳 | 2,338円 | ▲22.6％ | 2,458円 | ▲18.6％ |
| 46～50歳 | 2,924円 | ▲ 3.2％ | 2,704円 | ▲10.5％ |
| 51～55歳 | 3,826円 | 26.7％ | 3,196円 | 5.8％ |
| 56～60歳 | 5,124円 | 69.7％ | 3,746円 | 24.0％ |
| 61～65歳 | Ｄ型6,330円 | 7,838円 | 23.8％ | 4,758円 | ▲24.8％ |

（１）-Ｂ　「高年層型」の新設 ---------------------------------------------【補強・修正案】

　　【図表６】のとおり、特に男性の56～60歳の掛金が「69.7％増」となっています（組織討議案では、現行掛金の違いから「57.2％」）。このため多くの県本部から「高年層の掛金上昇を抑えるべき」との意見が出され、自治労本部から補強・修正案として「高年層型」の新設が示されました。

【図表７】「高年層型」の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 生命保障（型） | ＋ | 医療保障（コース） |
| 500～900万円 | 入院日額3,000～8,000円 |

① 県本部が男性56～60歳の掛金上昇を緩和する措置（5年間）が必要と判断した場合、「高年層型」を【図表７】の範囲内で設定できることになります。

② 高年層型を（例えば生命保障を500万円と）設定した場合、（56～60歳の）非通常就業者・準通常就業者の加入額は高年層型の保障額（生命保障500万円）となります。

③ 高年層型の設定期間は、制度改正実施日（福島の場合、2022年10月1日）から5年間となります。

④ 仮に福島で高年層型の生命保障を500万円とした場合、生命保障の型【図表９】の上限は4,000万円となります。

【図表８】「高年層型」導入による掛金上昇率（組織討議案より）

（年齢56～60歳・男性）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｄ型（生命保障600万円） | ⇒ | 高年層型（生命保障500万円） |
| 掛金上昇率　57.2％ | 掛金上昇率　44.9％ |

（２）-Ａ　「選択方式」の採用

　　前述のとおり、福島においては「型セット方式」を採用していますが、改正案では「選択方式」となります。「選択方式」のイメージは次のようになります。

【図表９】「選択方式」イメージ

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 型 | Ｆ型 | Ｈ型 | Ｊ型 | Ｋ型 | Ｌ型 | Ｍ型 | Ｎ型 |
| 死亡（万円） | 600 | 800 | 1,000 | 1,500 | 2,000 | 2,500 | 3,000 |

プラス

（医療コース）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| コース | 03 | 04 | 05 | 07 | 09 | 12 |
| 入院日額（円） | 3,000 | 4,000 | 5,000 | 7,000 | 9,000 | 12,000 |

　　実際の改正案の制度（型・コース等）で作成していますが、あくまでイメージです。選択方式になると、前述の「子どもも独立したし、死亡保障は600万円でいいが、入院日額は5,000円必要」という組合員の方の要望に応えることができるようになります（Ｆ型の医療05コースを選択）。

　　デメリットは、「各組合員が組み合わせなければならない」「組み合わせが非常に多くなり、かつ男女別・年齢群団別掛金になので、さらに複雑になり、担当役職員等の事務負荷が増す」点であると言えます。

（２）-Ｂ　単組事務負荷軽減策 ---------------------------------------------【補強・修正案】

前述のとおり、「選択方式」や男女別・年齢群団別掛金への変更により、掛金体系が複雑になり、単組の事務負荷が増すことから、多くの県本部から単組事務負荷の軽減を求める意見が出されました。これらを受け、自治労本部から「申込受付事務」と「掛金収納事務」に関して補強・修正案が示されました。

これらのうち、直接組合員の皆さんに関係するのは「申込受付事務」で、「ホームページ上で団体生命共済の掛金を試算できる機能」を設置するというものです。具体的には、年齢や希望する生命保障（型）・医療コースを入力することにより、月額掛金が表示され、かつ申込書も出力できるという機能になる予定です。

これらの機能は、既に「じちろうマイカー共済」で導入されていますが、実際に「ホームページ上で試算」して、県支部に見積依頼をするケースは極端に少ないのが現実です。

（３）「自治労・退職者団体生命共済」の新設

現在は、【図表10】のとおり退職後の制度として、団体生命共済のみに加入されている方は「**全労済**・退職者団体生命共済」へ、長期共済も併せて加入されている方は「退職後共済」への移行をお勧めしています。

今回の改正により、「**自治労**・退職者団体生命共済」が新設されます。改正後は、【図表11】のとおり、（長期共済へ加入されている方も含めて）自治労・退職者団体生命共済が基軸制度となり、長期共済は、主として退職後の年金給付を目的とし、税制適格年金も、現行どおり年金給付を確保する制度となります。

【図表10】現行制度概要

自治労団体生命共済

（18歳～65歳）

**全労済**・退職者団体生命共済

（55歳～80歳）

長期共済加入組合員

退職後共済

（年金・医療・遺族給付）

　　【図表11】改正後のイメージ

自治労団体生命共済

（18歳～65歳）

**自治労**・退職者団体生命共済

（66歳～**85歳**）基軸制度

退職後共済

（年金・終身医療・終身遺族）

長期共済加入組合員

補完

① 新設される「自治労・退職者団体生命共済」について

○ 85歳まで加入できる制度となります。組合員本人の加入要件は以下のとおりです。

　満50歳以上または25年以上勤務して退職した方で、当該退職した日に（生協）組合員であり、かつ、退職日以前に団体生命共済を利用していた場合について、自治労・退職者団体生命共済に加入することができます。

○ 契約管理は共済本部が行うことになります。

○ 【図表６】のように、特に高齢層組合員の掛金が上がることになりますが、この「自治労・退職者団体生命共済」への加入により、通算した掛金では引き下げとなるというのが自治労本部の見解です。

（４）その他の改正点（主なもの）

① 「がん保障特約」の給付改善

　　　現在の制度では、「初めて、がんと診断された時」に、がん診断共済金が給付されることとなっていますが、多くの組合員からの要望を受け、「複数回払い」が可能となります。これにより「がん死亡共済金」は廃止されます。

　　　また、他の保険等で保障対象とされている「上皮内がん診断共済金」が新設されます。

　② 「先進医療特約」の新設

　　　これも多くの組合員からの要望を受け、多額の自己負担を要する先進医療に対応するため「先進医療特約」が新設されます。この特約の月額掛金は一律100円で、先進医療共済金は、被共済者1人につき、1回あたり最高限度1,000万円となります。

**■Ｑ４．今後のスケジュールはどうなっていますか？**

※2021年1月以降は、未確定な部分が多いので、あくまでイメージとして捉えてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　月 | スケジュール（概要） | 摘　要 |
| 2020年8月 | ①総支部毎説明会の開催（単組代表者） |  |
| 9月 | ②各単組において改正案について議論・意見書提出 | 提出期限9/30 |
| 10月 | ③各単組からの意見を集約し、共済本部へ提出 | 10/19提出予定 |
| 11月 | ④自治労本部が提起する制度骨格案について議論 |  |
| 12月 | ⑤制度骨格案が確定 |  |
| 2021年1月 | ⑥新メニュー（生命保障の型・医療保障のコース等）案検討 |  |
| 2月 | ⑦新メニュー案について議論 | 県本部臨時大会 |
| 3月 |  |  |
| 4月 |  |  |
| 5月 |  |  |
| 6月 |  |  |
| 7月 | ⑧新メニュー決定  ⑨新しい団体生命共済を推進する方針案について議論 | 県本部中央委員会 |
| 8月 |  |  |
| 9月 |  |  |
| 10月 | ⑩新しい団体生命共済を推進する方針決定 | 県本部定期大会 |
| 11月 | ⑪新しい団体生命共済に関する説明会（各単組） |  |
| 12月 |  |  |
| 2022年1月 |  |  |
| 2月 |  |  |
| 3月 |  |  |
| 4月 |  |  |
| 5月 |  |  |
| 6月 | ⑫新しい団体生命共済によるセット共済募集開始 |  |
| 7月 |  |  |
| 8月 |  |  |
| 9月 |  |  |
| 10月 | ⑬新しい団体生命共済等の契約発効 |  |

**（メモ）**